

令和 4 年度津野町観光パンフレット制作事業委託業務 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和 4 年度津野町観光パンフレット制作事業委託業務の委託先を適正かつ公正に選定するために、プロポーザル方式により企画提案を選定する手続きに関して、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 4 年度津野町観光パンフレット制作事業委託業務

(2) 業務の目的

津野町に來訪する観光客に対し、町内全域の観光スポットだけでなく、食、歴史、体験等による観光を促すパンフレットを制作・配布することで、滞在時間の延長、地域内の周遊、リピーター増につなげ、ウィズコロナ・ポストコロナの観光振興と地域の活性化につなげることを目的とします。

(3) 業務の内容

具体的な事業内容は、別添「令和 4 年度津野町観光パンフレット制作事業委託業務仕様書」のとおりです。

(4) 業務の展開

制作する令和 4 年度津野町観光パンフレットは、津野町が町内及び奥四万十地域の宿泊施設、観光協会、道の駅等の観光主要施設を中心に配布し、町外及び県外への観光情報拠点等への展開も視野に入れていきます。

(5) 委託期間

契約締結日から令和 5 年 1 月 31 日（火）まで

3 見積限度額

3,500 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4 審査委員会の設置

別途定める「令和 4 年度津野町観光パンフレット制作事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

5 企画提案者の募集

「2 業務の概要」にある委託業務の委託先を決定するため、企画提案者の募集を行うこととしますが、その方法はこの実施要領に基づいて行います。

具体的には、以下に記載する日程及び申込方法を参照してください。

6 企画提案者の決定方法

公募型プロポーザル

7 資格要件

参加者の資格要件は、観光に関するパンフレット制作に専門的なノウハウを持つ事業者で、次の条件をすべて満たすものとする。

- ア 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- イ 過去3年間に高知県または高知県内の市町村、観光組織から本委託業務に類似する業務の委託を受け実施したことがある事業者であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 高知県及び津野町から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- オ 津野町暴力団排除条例（平成23年3月9日条例第9号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。
- カ 法人税、消費税及び地方消費税の未納額がない者であること。

8 質疑と回答

質疑は、令和4年5月30日（月）の17時までに別紙様式－①により持参又は郵送、FAX、電子メールで受け付けます。なお、郵送、FAX、電子メールによる場合は電話で着信を確認してください。

質疑と回答の内容は、令和4年5月31日（火）までに津野町ホームページ（<http://town.kochi-tsuno.lg.jp>）に掲載します。

9 参加申込及び資格要件の審査

本企画提案への参加申込は、参加申込書（別紙様式－②）に参加資格審査書類を添えて以下のとおり提出してください。

（1）提出書類及び提出部数等

- ① 参加申込書（別紙様式－②） 1部
- ② 法人の概要書（任意様式） 1部
- ③ 納税証明書（（その3の3）「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと（法人用）） 1部
- ④ これまでの主なPR事業実績一覧表（任意様式） 1部
- ⑤ 宣言・確約書（別紙様式－③）

(2) 参加申込書

① 提出方法

持参、郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）又は宅配便（手渡したことが証明されるものに限る。）

② 提出期限

令和 4 年 6 月 6 日（月）17 時必着

③ 提出先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 471 番地 1

津野町役場観光推進課 担当：久保浦 宛

(3) 資格要件の審査

提出された参加申込書と参加資格審査書類を津野町役場観光推進課で審査し、審査結果を令和 4 年 6 月 7 日（火）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件に満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けたものは、津野町観光推進課が通知した日の翌日から起算して 5 日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められることとします。

② 町長は説明を求められたときは、説明を求められる最終日の翌日から起算して 3 日（町の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

10 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と津野町は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5 日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて交渉を行うこととなります。

11 企画提案書等の作成

別添「令和 4 年度津野町観光パンフレット制作事業委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり作成するものとします。

12 審査

別途定める「令和 4 年度津野町観光パンフレット制作事業委託業務プロポーザル審査要領」のとおりです。

13 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後速やかにすべての提案者に文書で通知します。

14 日程（予定）

項目	日程
募集要領の提示	令和 4 年 5 月 23 日（月）
質疑提出締切	〃 5 月 30 日（月）
参加申込及び参加資格審査書類の提出締切	〃 6 月 6 日（月）
参加資格の確認通知	〃 6 月 7 日（火）
企画提案書及び見積書の提出締切	〃 6 月 17 日（金）
審査（プレゼンテーション）※時間、場所は別途通知します。	〃 6 月 20 日（月）
審査結果通知	〃 6 月 21 日（火）

15 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は、必要に応じ複写（審査委員会での使用に限る。）します。
- ・提出された企画提案書は、津野町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象文書となります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を別紙様式－④により提出してください。ただし、開示・非開示の判断は、提出された書類（別紙様式－④）を参考として、同条例に基づき町が客観的に判断することとします。
- ・契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用しません。

16 問い合わせ先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 471-1

津野町役場 観光推進課 担当者：久保浦

T E L : 0889-55-2021

F A X : 0889-55-2022

E-mail : kankou@town.kochi-tsuno.lg.jp

17 留意事項

- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- ・次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ① 提出書類に不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員又は津野町関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

令和4年度津野町観光パンフレット制作事業委託業務にかかる質疑書

年 月 日

所在地 _____

事業者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

FAX _____

E-mail _____

(質疑内容)

提出期限：令和4年5月30日(月)17時

提出先：津野町観光推進課 担当 久保浦

T E L : 0889-55-2021

F A X : 0889-55-2022

E-mail:kankou@town.kochi-tsuno.lg.jp

参加申込書

年 月 日

津野町長 池田三男様

所在地 _____
事業者名 _____
代表者名 _____ 印

令和4年度津野町観光パンフレット制作事業委託業務に関するプロポーザルに参加したいので、令和4年度津野町観光パンフレット制作事業委託業務プロポーザル実施要領に基づき、参加を申し込みます。

また、実施要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

【連絡先】

担当者 _____
電話 _____
F A X _____
E-mail _____

宣 言 ・ 確 約 書

私（当社）は、令和４年度津野町観光パンフレット制作事業委託業務にかかる企画提案、契約、業務実施等について、津野町暴力団排除条例（平成２３年３月９日条例第９号）に基づき、現在、または将来にわたって、同条例第２条第１号及び第２号に定義する暴力団及び暴力団員ではないことを宣言いたします。

また、同条例の趣旨にかんがみ、現在または将来にわたって、暴力団及び暴力団員とのいかなる関りを持たないことを確約いたします。

なお、これらに反したと認められることが判明した場合及び、この宣言・確約が虚偽の申告であることが判明した場合には、催告なしで今回の企画提案の機会、契約、業務等が停止、解約されても一切異議を申し立てず、また、補償を求めないとともに、これより損害が発生した場合は、一切、私（当社）の責任とすることを確約いたします。

津野町長 池 田 三 男 様

年 月 日

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ 印

津野町長 池田三男様

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ 印

津野町情報公開条例（平成17年2月1日条例第11号）に準ずる開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類（書類の頁・箇所等）	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。